て、

同一

性別変更の要件の見直し

性別適合手術と生殖能力について-

渡 邉 泰

彦

特例法三条一項の要件の分類

1

はじめに

条二項)の他に、 最三決平成一九・一○・二九(家月六○・三・三六)と最一決平成一九・一○・二二(家月六○・三・三七)は、 性障害の当事者が戸籍での性別を変更することが認められた。同法では、性同一障害であること(特例法二条、三 特例法三条は五つの要件を設けている。そのうち、 特例法旧三条三号(現に子がいないこと)につい

平成一六年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下、特例法とする)により、

国会の裁量権を逸脱するものとはいえないとして、合憲とした。その後、平成二○年改正で、特例法三条三号は、

「未成年の」子がいないこととなり、現在に至っている。

(31) 31

最近、 三号に限らず、 性別の取扱いの変更の要件を再検討する見解が、 法律学からみられる。(2)

まず、 特例法三条一項の要件を「不可逆性」と「家族秩序維持」の二つに分類して整理したい。

(1) 不可逆性

法二条にある であるという確信が継続的、 を簡単に認めないことは、 不可逆性」とは、 「持続的 性同一 な確信」と類似する。 一度認めた変更が簡単に元に戻らないことをも求めていると考えられる。 性障害を理由に変更した性別が再び出生時の性別に戻らないことを意味する。 不可逆的と判断された場合にのみ、性別の取扱いの変更を認めることで達成される。 特例法三条一項一号「二〇歳以上であること」、五号「その身体について これは、 性別 他 の の 特例 の変更 性別

判断して、 号の年齢要件は、 請求をすることと理解される。 性別の変更が性別適合手術をともなう不可逆的なものとなるから十分な判断能力をもって慎重に

の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」が不可逆性を示す要件である。

他

可逆性」といえる。 身体的には女性で性自認が男性の性同一性障害) ともなう治療によって、 五号は、 性同一性障害の身体的治療が行われていることを意味し、 外観が他の性別に近似する代わりに、 の乳房切除術、 出生時の性別の外観へ戻ることを困難とする意味で「不 性別適合手術と理解されている。 ホルモン治療、 FtMTS (Female to male Transsexual とりわけ外科手術を

的にも、 性別適合手術は、 最も健康上のリスクが 身体の性器に係る部分に近似する外観のために必要であるが、 高い手術であり、 その費用負担も重い。 当事者にとって身体的ならび に精神

この性別適合手術の要否について、

ドイツとオーストリアの判例を素材として再検討していく。

(32)32 七三七条一

項,

同

.婚姻によって戸籍上はDについて成年擬制が及ぶことを利用して、

Dが満二○歳に達するのを待

b 未成年の子がいないこと」、 の 理 莂 解と矛盾する結果が生じないことを目的とする。 の変更は、 当事者のみならず、 四号「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠くこと」が含まれる。 その家族にも影響を及ぼすことがある。 特例法三条一項二号 「現に婚姻していないこと」、 家族秩序要件は、 家族にかか わる従来か

医学的

な要件であるのに対して、

家族秩序は、

法律的

社会的要件といえる。

2

らも問題を生じかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえない」と判断した。 について、最三決平成一九・一○・二九(家月六○・三・三六)と最一決平成一九・一○・二二(家月六○・三・三 三号は、 二号は、 は、「現に子のある者について性別の取扱いの変更を認めた場合、 本来、 同性 蕳 子に二人の実父または実母が存在するという状況を避けることを目的とする。 の婚姻が生じることを避け、 従来からの男女間 の婚姻という家族秩序の維持を目的とする。 家族秩序に混乱を生じさせ、 特例法旧三条 子 の 福 0)

を受けるため の取扱いの変更の審判を請求できるように、 高裁判例も挙げる未成年の子の福祉となり、 現行三号の の 「未成年の子がないこと」では、 婚 (家月六一 姻締結は婚姻意思なく無効であるが、 巻一〇号七五頁) その未成年の子が父のパートナーと婚姻した事案である。 は、 存在理由が変化した。それとともに、 家族秩序の維持という目的を十分には達成できな 性同一 性障害である父 誰も無効を申し立てず、父の審判で問題となっ (MtFTS (male to female transsexual)) 新たな問題も生じた。 い。 その 成年擬制 た。 趣旨 東京家審 本 審 が 判 性

は

上

態等か 申立人である父は、 D の 婚 **姻が婚姻意思を欠くものであったことを知る立場にありながら、** 「申立人とF (申立人のパートナー - 筆者注) 関係、 D (申立人の未成年の娘 父としてこれに同意した上で - 筆者注 の 生活実

ことなく平成二○年法律第七○号の施行当日に本件の申立てを行ったものであり、 本件申立ては法の趣旨に反し、 法に

や、その機能を永続的に欠くことは、 より認められる申立権を濫用したものと認めるべきである」として、 身体的治療をともなう四号については、不可逆性要件であるという意見もあろう。 生殖機能の一時的ではない不可逆的喪失を意味し、性同一性障害の不可逆性の判断 性別の取扱いの変更を認めなかった。 しかし、 生殖腺の機能を失うこと

具体的には、FtMTS であり男性に性別を変更した父が子を産まないこと、MtFTS であり女性に性別変更した母が他の女性 殖により子を懐胎した場合に、 基準ではない。 を懐胎させないことを目的としている。この要件の妥当性についても、性別適合手術の要件とともに本稿で検討していく。 性同一性障害と家族秩序の関係について、現在では、FtMTSで男性に性別変更した者が女性と婚姻し、 父子関係の意義という民法の根本問題と関連していることを指摘するにとどめ、 四号独自の目的は、 その夫を父とする出生届が認められるかという問題がある。 性別の変更の取扱いの後に元の性別に生殖機能により子をもうけないことにある。 これは、 本稿では扱わない。 特例法 妻が人工生 の範囲を超

2 本稿の目的

父の意義、

平成一六年施行時の附則二条には、

法律の施行から三年を目途に性別の取扱いの変更の審判を請求できる性

性障

性障害者及びその関係者の状況その他の事情」を勘案して検討が加えられるとする。このように、 害者の範囲を検討し、 えてみたい。 現は異なるもの の状況の変化により法律の改正などを検討する可能性を示しており、 必要とあれば所用の措置を講ずることを定めていた。平成二○年改正時の附則三条では 本稿は、 検討の必要性 特例法は、 について考 附 崱 の表

性同一性障害の当事者が戸籍の性別 の取扱いの変更を求めるにあたり、 特例法の要件のうち、 現に婚姻していない

(34)

こと」の要件については、すでに検討した。さらに本稿は、 性別適合手術を受けていること、 そして生殖腺がないこと

(Transsexuellengesetz-Änderungsgesetz-TSGÄndG)により削除された(同年七月二三日施行)。オーストリアでも所二○○八年五月二七日判決により違憲と判断され、二○○九年七月一七日トランスセクシュアル法改 法裁判所二○○六年七月八日判決は、婚姻していないことを要件とする一九九六年通達が違法とした。⑴ などの要件が必須ではないことを、ドイツとオーストリアの状況を参考に検討していく。 ドイツのトランスセクシュアル法八条一項二号に定められていた「婚姻していないこと」の要件は、(8) 連邦憲法 リアでも、 正

法

ることの妥当性が問題となった。両国では、全く違う法制度を採用しており、結論は同じでもその法的構成は異なり、 日本においてどの程度参照となるのかは考えなければならない。 このような状況を前提として、 ドイツとオーストリアでは、 性別適合手術 議論のはじまりとして、以下ではドイツとオースト (ドイツでは生殖不能要件も)

註

ア

の

判例を紹介していく。

- $\widehat{1}$ 規定の趣旨などについては、南野智惠子監修 『【解説】性同一性障害者性別取扱特例法』 日本加除出版 (三)(〇)(四)
- 2 性別変更要件をもとに」同志社法学六○巻七号(二○○九)三三三頁以下。 松井茂記『LAW IN CONTEXT 憲法』有斐閣(二〇一〇)二五七頁以下、 渡邉泰彦「憲法と婚姻保護 性同一性障害者の
- 3 南野編・前掲
- 4 もに、社会的な要件であるとする。 南野編・前掲 九三頁は、公衆浴場で問題となるなど社会的混乱が生じることも考慮されており、 医学的な要件であるとと
- 5 響を生じる可能性もあげる 南野編・前掲 九三頁は、 生殖腺から元の性別のホ ルモンが分泌されることで、 身体的 精神的に何らかの好ましくな

- 6 であった。 平成一六年の附則二条では、「性同一性障害者などを取り巻く社会的環境の変化など」を勘案して検討を加えるという文言
- 7 渡邉・前掲
- (∞) Transsexuellgesetz どうらい スセクシュアル法に変更する。 従来は性転換法と表記していたが、性転換に限られない状況を対象とすることから、 トラン
- 9 BVerfGE 121, 175. 同決定は、渡邉・前掲で紹介した。
- 10 BGBl. I Nr. 43, S. 1978
- $\widehat{11}$ (二〇〇六) 一頁、一一頁以下。 同判決の紹介については、渡邉泰彦 「同性カップルをめぐるベルギーとオーストリアの判決の紹介」東北学院法学六五号

ドイツ

性別変更の要件

違憲と判断され、名の変更(小解決)の要件のうち国籍条項が拡大された。後述の連邦憲法裁判所二○一一年一月一一

ドイツでは、トランスセクシュアル法八条一項が定める性別変更(大解決)の要件のうち、年齢制限と非婚姻要件が

日決定までの性別変更の要件は、次のようになっていた。(12)

まず、性転換法一条一項一号から三号までに定める名の変更の要件を満たさなければならない。

1 少なくとも三年間自らの考えに相応した生活を送ることが余儀なくされていること その性同一性障害の特徴に基づき出生登録簿に申し出た性別ではなく、他の性別に属していると確信し、 かつ、

2 他の性別に属しているという確信がもはや変わらないという高度の蓋然性が推定されること

36

(36)

ŀ

されていた。

- 3 さらに次のいずれ かに該当すること
- (a) 基本法の意味におけるドイツ人であること
- (c) (b) 庇護権者または外国難民は、 無国籍者または祖 国のない外国人は、 国内にその住所を有すること その常居所を国内に有すること

本国法がこの法律と同様の規定を有していない外国人は

無期限の滞在権を有していること

(d)

- 更新可能な滞在許可を有しており、 かつ、 継続して合法的に国内に滞在していること
- 4 さらに、性別変更が認められるためには、 継続的に生殖不能であること 次の要件が加わる (性転換法八条一項)。

(5)

性別適合手術を受けていること

2 性別変更のために性別適合手術を要件とするトランスセクシュアル法八条一項四号の制定まで、 トランスセクシュアル法八条一項三号、四号の立法理由

次のような議論が

- 員提案が連邦議会に提出された。 一九七六年に「生殖器を変更する手術又はその他の医的侵襲に基づく性別転換の事案」 において性別変更を認める議
- の事案で、すくなくとも医学的知見によれば不可逆的で、 - ランスセクシュアル法制定への直接のきっかけとなった連邦憲法裁判所一九七八年一○月一一日決定は、(ユト) 性別適合手術を実施していた場合に、 出生登録簿における男 MtFTS
 - (37) 37

当事者が性別適合手術を行った場合に性別変更を限定する理由として、例えば男性が性的になおも男性として活動す ることができる限りで、 帰属の他に、 な状態は、『自然の誤り』を除去して完全に他の性別に近似するよう努めることで頂点を迎え」、「他の性別への社会的 九七九年に提出されたトランスセクシュアル法草案では、性同一性障害の状況を「他の性別に属するという精神的 トランスセクシュアルは外的な性徴を変える手術をたいていは目指している」と説明していた。そして、(5) 他の男性との婚姻締結は許されないことをあげた。また、健康状態を理由にトランスセクシュ(16)

草案に対して、 名の変更(小解決)と性別帰属の確定(大解決)を後者に一元化する意見を出した連邦参議院も、 性

アルが手術を受けることができない場合は数少ないと考えられ、そのような場合には名の変更を当事者に求めるとされ

同一性障害を同じように理解していた。

ではな⁽¹⁷⁾。」 性同 当事者の重大な不利益 従来の認識に従えば、 の強制により手術に導かれるという疑問は生じない。そのような手術を切に望んでいないどころか拒否している者は - 大解決に限定することで性別適合手術を行った場合にのみ法律が可能性を開くという結論となることから、 性障害の最も確かなメルクマールである場合に、要件としての手術は、すくなくとも拒絶されるに違いない強制 性同一性障害とは表されない。むしろ、鑑定によれば、まさにそのような手術を行わないことが (自傷行為や自殺の危険)に導く。したがって、手術により他の性別に適合することへの望みが 何らか

また、 連邦参議院は、 名の変更に留まり、 性別適合手術を受けないトランスセクシュアルの数は少数であると理解し

ていた。

38

(38)

このように、 トランスセクシュ アル法が性別変更のために性別適合手術を要件としたのは、 性同 性障害者は性別 適

なす決定が申立人と「決定の確定前に懐胎された子」の間の法律関係に触れないことを定めるトランスセク 合手術を望んでおり、 これに対して、 生殖不能を要件とした理由は、 性別適合手術を望んでいる者が性同一性障害であるという理解に基づいていた。 立法草案では特に説明されていない。 申立人が他 心の性別 に属するとみ

シ ユ

ア

ル法

草案一一条の規定に対して、「実子」との間とするべきとして、 を変更する手術の後も、 生殖不能とみなされる者がなおも子を懐胎させる、 すくなくとも女性については医学鑑定に反してなおも子を懐胎し、 自らの血統を確認する可能性を奪うことはできない」。 または懐胎する可能性は、 連邦参議院は次のような意見を述べていた。 従来の経験から排除されない。 出産することを考慮しなけ 性徴

3 連邦憲法裁判所二〇〇五年一二月六日決定は、(19) 連邦憲法裁判所二〇一一年一月一一日決定

ればならない。

このような子から、

た者と変わりがない」ことを指摘した。 「名の変更のみでとどまり、 かつ、 性同 性障害者である者が存在し、 性同一性障害であることには、 性別適合手術

立法段階での性同

性障害に対する理解

がもはや時代遅れとなり、

合手術と生殖不能がなおも性別変更の要件となるのかが、 この決定で示された性同一性障害に対する新たな理解が、 連邦憲法裁判所二〇一一年一月一一日決定(BvR 3295/07. その後の判例に大きな影響を及ぼした。 その中で、

で争われた。

\bigcirc 事実関係

事者

は、 九四八年に生まれ、 男性器を有しており、 R. R. の名で男性として出生登録簿に記載された。 X は 自

(39)

分が女性であると確信している。 確信する性別と同性である女性に対する性的指向を有し、 女性とパートナー関係に

X は、 名を R.R. から女性名の L.I. に変更し(トランスセクシュアル法一条)、爵位も女性形に変えた。

ルモン治療は行っているが、身分登録上の性別の変更は行っておらず、出生登録簿には「L.I.男爵夫人、

載されていた

ホ

二月二日の通告で、 録を拒否した。 二〇〇五年一二月八日にXは、 当事者Ⅹらは、二○○六年二月八日に、その生活共同体の登録を身分登録官に命じるよう求めて、 生活パートナーシップを登録できるのは同性の二人の当事者のみであるとして、身分登録官は登 そのパートナーと身分登録所で生活パートナーシップの登録を申請した。二〇〇六年

術なしにはXが女性に属するとの裁判上の確定(トランスセクシュアル法八条一項)はできないとして、 区裁判所は二〇〇六年八月三〇日決定で、生活パートナーシップの創設は二人の同性の人が要件であり、 同決定では、 Xらに可能なのは婚姻締結のみであるとした。 また、 婚姻か生活パートナーシップかについて、 申請を却下し 性別適合手

シェーンベルク区裁判所に申し立てた。

では身分登録法上の性別に合わせており、 Xらの抗告をベルリン地方裁判所二○○七年一月二五日決定は却下し、ベルリン高等裁判所(Kammergericht)二○ 当事者の性的指向に合わせてはいないとした。

憲法裁判所での手続きが長期間にわたることとXの年齢を考慮して、Xとそのパートナーは、法的保障、 とりわけ

○七年一○月二三日決定も同様であった。xらは、二○○七年一二月二八日に憲法異議を提起した。

パートナーの寡婦年金請求権を得るために、 (2) 上告理由 (Rn. 39, 40) 婚姻を締結した。

基本法一条一項と結びついた二条一項の権利を侵害しているとして、次のことを主張した。

40

男性」と記

(40)

障害に関する知見からすれば、すでに乗り越えられていることを指摘する。このことが違憲という結果に導くとする。 さらに、六○歳を超えるⅩにとって、身分登録法上の性別を変更するために必要とされる性別適合手術は、 らみて予測不可能な健康上のリスクを有していると述べる。 るとする。そして、女性と確信する者として女性のパートナーと生活パートナーシップの創設を望んだのだと述べる。 まず、 また、確信する性別ではなく、 法的及び社会的に承認された生活共同体において人と生活することについて、 性別適合手術の有無にのみ合わせて身分登録法上の性別を分類することは、 基本法で保護される権利を有す その年齢 性同一性

性名を称していることから、夫婦双方が女性名となり、 ることになる。 婚姻締結は そのため、新たな役割で目立たずに、 同性婚の外観を有するという理由のほかに、(22) 差別のない生活を送ることができず、 婚姻当事者の一方が性同一性障害であることを第三者に知らせ 当事者にも期待不可能とする。 人格権を害すると述べる。 法的には男性であるXが 女

$\widehat{\mathfrak{Z}}$ 判決理由

(a) これまでの判例 (Rn. 51)

定、二〇〇八年五月二七日決定で示された、 連邦憲法裁判所判例の基本的な考え方を指摘する。

本決定は、先にトランスセクシュアル法に関する判断をした二〇〇五年一二月六日決定、二〇〇六年七月一八日決

それとともに自己の性的アイデンティティーの発見及び認識並びに自己の性的指向を含む人の親密な性的領域をも保護 まず、基本法一条一項と結びついた二条一項は、より親密な(enger) 個人的生活領域とともに、「性的な自己決定、

及び確信する性別にもかかっている」。「自ら確信する性別に適合した外観とその法的な扱いとの間(※) そして、人の性 別の帰属は、 「単に出生時点の外的な性徴によってのみ定めることはできず、 本質的 の矛盾によりその親 に は 心 理

(41)

密な領域において暴露されることなく、 確信する性別に相応した生活ができるために、 性的領域における基本法上の保

護は、 人が持続的に確信する性的アイデンティティーを法的に承認することを求めている」。

持続的に確信する性別への法的な帰属を期待不可能な要件にかからしめることがない

ように、法秩序を形成する責務を立法者が負う。

これらの要請をふまえ、

かつ、

(b) トランスセクシュアル法八条一項三号、 四号の評価基準 (Rn. 52

同性愛指向を有する性同一性障害の当事者

のであれば、 前記の原則と一致しない。

(Transsexuelle)

がパートナーシップを法的に保障するために婚姻を行う

ことがある。 識可能な変更のために必要な要件ではないときには、そのような要件を設けることは許されない。 件とし、 健康上のリスクと結びつく要件にかからしめている。このリスクが学問的知見によって性別帰属の継続的で認 性別を変更して同性のパートナーと生活パートナーシップを創設するのであっても、 つまり、 性別変更が性別適合手術と生殖不能を要件とするならば、 身体的に無傷であることへの侵害を条 前記の原則と一致しない

(c) 婚姻と生活パートナーシップの選択可能性 (Rn. 53~55)

項の 法的に保障されるという権利が、 自らの選択で他人と継続的なパートナーシップを行い、かつ、このパートナーシップが法律上予定された制度により 要請に相応して婚姻を行うことができ、 基本法二条一項の保護する自由な人格の発展に属する。 同性カップルには生活パートナーシップ制度を設けられている。 男女カップルは基本法六条 婚姻と生

が 活 パートナー 当事者の性的指向に結びついているとしても、 シップは、 その開始時点における当事者の身分登録法上の性別の組合せによって定まる。 これによって定まるのではな どちらを行うか

身分登録法上の性別による区別は、 婚姻と生活パートナー シップの要件を客観的に簡単に確定でき、 それらを行う前

> (42) 42

(1)

その

ートナーと婚姻を行う

に当事者が自己)の性 莂 の 確信または性的指向とい **らプライ** べ 1 ŀ な事項を明らかにすることなく、 その私的 領 域 が 分保護

されることに役立

的自己決定の権利を侵害している。 身分登録法上 の 性別に よる区別 は 次 の ような状況では、 基本法一 条 項と結びついた二条 項 12 よる 性

期待可能であるのかが問 れば、 ができない。 事者の確 当事者の確信によれば誤った性別で生活しなければ行えない制度でしか、 ここで、 信する性別が身分登録法上 生殖不能 われる。 (トラ ン スセ の 性別と異なる場合に、 ク シ ユ アル法八条一 その 項三号) 不一 と性別適合手術 致を当事者に期 そのパ 1 ŀ 待可能な方法で解消 (同 ナー 四 号 シップを保障すること の要件が当事者 できなけ

る。 る性別からみて同性である女性 本 件では、 しかし、 MtFTSである当事者が女性であると確信し、 性別適合手術と生殖不能の要件を満たしていないため、 パー ŀ ナ ーとの関係を法的に保障するためには、 女性名へ法的に変更し、 身分登録法上では男性である。 次の選択しかな 確 信する性 別 の 外観 そのため、 に 合 わ 確 世 7

2 身分登録法上の 自らの性別を変更し生殖不能に導く手術を受ける 性別を確信する性別 に変更し、 同 性関係に相応する登録生活パ] ŀ ナ] シ ッ プ 創 設の要件

双方とも期待不可能な方法で性的自己決定の 権 利を侵害してい

(d) 同 性愛指向を有する性同一 性障害の当事者による婚姻締結

障するには、 名 の変更のみをした MtFTS が確信する性別から見て同性愛指向を有し、 婚姻を締結するしかない (生活 パ 1 ŀ ナ 1 シ ッ ブ は同性間を要件とする)。 女性とのパー しかし、 ኑ ナ ĺ シ このような当事者に ッ プ 関 係 を法 的 に

婚姻締結を求めることは期待できない。その理由として、 次の二点で、確信する性別のアイデンティ テ イ | を承認し、

親密な領域で保護するという基本法二条一項(一条一項)の要請に合致しないことがあげられる。 られる。 = gender role) パートナーとの法的結びつきを諦めたくなければ、 同性婚が認められていない国において、婚姻では、 が割り当てられる。名の変更のみをした MtFTS は確信する性別と一致しない夫という性別役割を与え 男性には夫、女性には妻という性的役割 婚姻を締結するしかなく、 当事者が男性であるという印象 (Geschlechterrolle

また、夫婦ともに女性名で、ともに女性の外見であるならば、夫婦の一方が MtFTS であることが外から認識できる。

と一致しないヘテロセクシュアル的結びつきとしての婚姻での役割を与えられることになる。

を与え、それと一致しない性別の確信との間の葛藤に陥る。

同性愛指向を有する MtFTS にとっては、

自らの性的指向

そのため、夫婦の性別に第三者が反応することを常に覚悟しなければならなくなる。また、 とそのパートナー 活を送るために、 夫婦という法的な身分を隠さなければならないことを憲法上期待できない。 iţ その親密な領域を他人にのぞき見られることからの保護 (基本法一条一 確信する性別と一致した生 項と結びついた二条 性同一性障害の当事者

を不十分にしか保障されない。そのため、自分たちの関係を保障するために婚姻を行うことを期待できない。

(e)

制度趣旨の正当性

(Rn. 60~62)

MtFTSが女性とパートナー関係にある場合に、確信する性別では同性カップルであるが、 生活パートナーシップを創設することができない。 身分登録上は異性

を明白とすることに役立つ。このことは、 確定された性別と結びつけることは、 生活パートナーシップは、 身分登録上の性別を基準に法的に同性とされる当事者のための制度である。 生活パート 正当な目的である。 ナーシップの要件を審査する際に、 当事者がどの性別に分類されるか

(44)

ている。

か 承認するために、 また、 からしめることができる。 原則として出生時点における外的な性徴に基づいて性別が定まる。 一定の要件を設けることができる。 それゆえ、 身分登録が耐久性と明 性別が権利と義務の割り当ての基準となり、 確性を有し、 これと異なり、 生物学的性別と法的 確信する性別を身分登録 性 それに家族的 別の分離をできるだ 秩序を

け避けることは正当である

とには、 間 関 0) シ 変更を許可するという立法者の考えも正当なものである。 確信 自ら ユ わる意義を有することを証明するよう求めることができる。 それとともに、 ア がもは、 ル の性別 憲法上、 の領域で関連専門 当事者が身分登録と異なる性別であるという確信が継続しており、 Þ に関するイメージに相応して生活することを強制されていること」(同法一条一号)、「他 変わらないことが 十分な理由が存在し、 問題はない。 知識と職業上の経験を有する互いに独立した鑑定人による二つの鑑定意見によって最 . 高い蓋然性を持って推定されなければならない」(同条二号)という要件を設けるこ 変更しないと憲法上保障された権利が十分に守られ それゆえ、 この点から、 任意の性別変更を防ぐために、 トランスセクシュアル法で この性別の承認が当事者 ない 、場合に 客観的 の性別 にとって存 のみ身分登 一トラン 判 断 低三 基準 の ス 帰属 セ 在 録 Ċ ク に の

外見、 また、 鑑定内容など詳しく定めることもできる。 性同 性障害 の当事 者 の 確 信と生活が安定し不可逆であることの証明に つい て、 医学的看 護 (Begleitung)

(f) 性別適合手術 (Rn. 59, 63~67

可 他 能 の 性別という確信とその生活の継続を証明するために、 で、 基本法二条一項 (一条一 項)と一致しない高すぎる要求であり、 性別適合手術を例外なく要件とすることは、 基本法二条一項からの性的自己決定権 12 !期待

性別適合手術 は 健康上 一のリスクが著しく高く、 副作用を伴うことから、 身体を害されない権利 (基本法二条二項

の著しい侵害となる。 この健康上のリスクは、 医者の側で手術を思いとどまるよう助言しなければならないほど高く

の当事者ごとに確認しなければならない。 別適合手術が必須とはされなくなった。性別変更を必要とするかについても、 めることのみをもって、 他方において、 現在の医学では、 性同 性障害者であるとは確認できないとしている。 自らの性器や性別特徴を自然の誤りとして性別適合手術によって正しくしようと努 医学の側では、 むしろ、 性同一 医学的診断によって個 性障害の治療のため に

貫して確信する性別においてどのように生活し、 他の性別に属するという持続的確信は、 性別適合手術をした段階で確認されるのではない。 自身で受け入れたのかという点で確認される。 性同一 性障害の当事者が

しかし、

性別適合手術が治療に必要であるとされず、

かつ、性同一性障害の継続性の確認のために必要でない場合で

あっても、 健康での侵害を受け入れることを当事者に求めている。 身分登録法では、 性別の承認のために性別適合手術を無条件に要件としている。 そのため、 性同一 性障害の証明にあたり、 このことは、 身体 基本法 の 侵襲に

条一項と結びついた基本法二条一項と同条二項からの当事者の権利を十分に考慮しない過剰な要求をしている。

たな性別適合手術を要件としてい そのほかに、 性別変更した者が再び出生時の性別に戻る場合に ない。 このことから、 一方の性別に属する全ての者が外的な性徴についてその性別 (トランスセクシュアル法九条三項、 K

g 生殖不能要件 (Rn. 68, 69)

相応してはいないことを、

立法者は受け入れている。

さらに、 生殖不能の要件 (トランスセ ク シ ュ ア ル法八条一 項三号) b 次の二点から、 身分登録法上の性別変更につ

な事案が問題となったケ

ル

ン上級州裁判所二〇〇九年一一月三〇日決定

(後述4)

での解決を指摘する)。

いて当事者に期待 不 可能な要件を課している。

現 (基本法二条一 生 殖不能が外科的侵襲を要件とする限りで、 項 条一項) を、 身体を害されない権利 きわめて重要な理由もないにもかかわらず、 (基本法二条二項) の放棄に か からしめている 性的自己決定権 の

実

しては、 ければならない。 の中で生活することを継続しなければならない。 なる外科的侵襲を拒否した場合には、 外科的侵襲を伴う生殖不能の要件は、 身体的な変化と機能喪失をもたらすのみならず、 どちらを選択しても、 確信する性別を身分登録法で承認されることをあきらめ、 心理的に、 次の二つの間の判断を強制する状況に当事者を陥らせる。 他方で、 身体的に害されないという基本権が侵害される。 確信する性別での身分登録法上の承認に達する唯一の 人間の自己理解にも か か わる影響の大きい 法的な性別 一方で、 手術を受け入れ 生殖 その 方法と 完能 不 致

(h) 親子関係 (Rn. 71, 72)

態を立法者が避けようとした目的自体は否定されない。 FtMTS が子を懐胎するという事態が生じるかもしれない。 |殖不能要件を排除すれば、 法的に女性である MtFTS が他の女性に子を懐胎させる、 性別 の理解に矛盾し、 法秩序に広い影響を及ぼすような事 あるいは法的に男性

しかし、次の理由から、生殖不能要件の妥当性は否定される。

FtMTS では、 ほとんどの場合ヘテロセクシュアルであるため、 子を懐胎することはまれである。

を求めるとしても、 少なくとも MtFTS は 手術前に採取した精子を凍結保存して、それにより女性を懐胎させることができる 一時的には生殖能力を欠いていることも考慮すべきである。 同性愛指向を有する例があり、 女性を懐胎させる可能性を排除できない。だが、 さらに、 生殖機能を永続的 ホ (実際にそのよ ル に欠くこと

47 (47)

これに対して、 ホルモン治療によって生殖能力を欠く場合でも、 さらに手術を受けた場合にのみ確信する性別を法的 親子関係の問題と性同

性障害の当事者の権利を比較衡量し、後者に大きな意味が認められる。 に承認することで、 性同一性障害者は、 身体を害されない権利と性的自己決定権を害される。

(4) 結論

規定が施行されるまで適用できない。 項に反し違憲である。 以上のような理由から、 そして、同規定は無効ではなく、 トランスセクシュアル法八条一項三号、 立法機関が憲法に合致した改正を行う可能性を有しており、 四号は基本法一条 一項と結びついた同二条一項と二

4 ケルン上級州裁判所二〇〇九年一一月三〇日決定

前記連邦憲法裁判所二〇一一年決定は、生殖不能要件を検討するにあたり、ケルン上級州裁判所二〇〇九年一一月三

○日決定の判断をあげていた。 (37)

ある女性Bが、ドイツでは許されないため、ベルギーで人工授精の施術を受け、二〇〇七年に子C、 四月六日にAは、 とBは、二○○八年五月九日に生活パートナーシップを創設している。 に区裁判所決定により名を女性名に変更すると共に、性別も女性となった。性別適合手術を受ける前である一九九五年 当事者Aは、 一九六九年に男性として生まれ、 自らの精子を精子バンクに預けていた。この精子を用いて、二○○六年四月一日にAのパートナーで 一九九七年三月に性別適合手術を受けた後に、 九九八年三月 Dを出産した。 A 二九日

二〇〇九年一月二一日に、 A は、 Bの同意を得て、CとDについて父性承認をした。 しかし、 父性承認の時点でAが なった。

定しており、(29)

同

一一条は、草案段階で「決定の確定前に子が懐胎され、

又は縁組した限りで」親子関係に触れるものではないと規

または後に父性が確認された場合であっても

その立法理由では「父の性別変更の後に初めて出生した、

て記載するように命じた。 裁判所は、 六日決定は、 女性であったために、 二〇〇九年五月九日決定で、 父性承認は有効であるとして抗告を棄却した。身分登録監督所は、 その有効性に身分登録所は疑問を抱き、 この決定に対して、 ケルン身分登録所に父性承認に基づいて双子CとDの出生登録簿にAを父とし 身分登録監督所が即時抗告をしたが、 身分登録監督所をとおして区裁判所に判断を仰いだ。 上級州裁判所に即時再抗告した ケルン地方裁判所二○○九年六月 区

2 決定理

は

その有効性を妨げるものではない。

本件でAによる父性承認は民法一五九二条以下の要件を満たしており、 父性承認の時点でAが男性ではなかっ

シュア 民法一五九二条は これが妥当するのは法律で別段の定めがない場合に限られ、 ル法一○条では性別変更決定の確定によりAの性別に関わる権利と義務は新たな性別 「子の父は、 以下に掲げる男性である」として父性承認は男性のみができると定め、 トランスセクシュアル法一一条が別段の定めにあ (女性)により定まる。 トラン ス セ ク

条が適用され 性別変更の決定が確定する前に懐胎された子、 または出生した子のみならず、 確定後に出生した子についても

たる。

様とすべきである」と述べられていた。その後、 生殖不能とみなされた者でも子を懐胎させ、 懐胎する可能性があり、 (49)

このような子から血統を確認する可能性を奪うことはできないという連邦参議院からの意見を受けて、現在の文言と

このような立法過程をふまえて、 当事者のすべての実子に同 一一条の保護が当然に与えられることが、 明確 Ċ 認識

きる立法者の意思に相応する。

自己の出自を知る権利は、

また、 ドイツの医師 には許されない人工授精を行ったことも、 次の理由 から、 父性確認の妨げにはならない。

連邦憲法裁判所の判例によれば基本法一条一項との結びつきにおける二条一項から導き出

るのか、 される権利であり、 な結び目である。子にとって自己の血統を明らかにできないことは、 誰が父または母として責任を負い、 基本法で保護されている。 扶養の義務の負うのかを知ることは、 出自を知ることは、 家族のつながりと自己の人格の発展にとっての重要 個人の著しい負担となる。 血統とともに子の発育に重要な意味 誰が父であり、 母であ

を有する。

書 ランスセクシュアル法一〇条二項、 |の記載から父母の一方が性同一障害であることが明らかになる危険を防止できるからである。 このような理 由 「から、 Aによる父性承認を認めたらえで、 五条三項)。これは子の正当な利益のみならず、 出生登録簿には変更前の男性名で父として記載 Aにとっても役立つ。 子の出生証 される

5 小括

連邦憲法裁判所二〇一一年決定により、

トランスセクシュアル法八条一項のすべての要件に違憲判断が下された。

6 することのみを否定しており、 新たな基準を作っていくことが求められている。 性別の変更と名の変更が同じ要件となるのではないであろう。二〇一一年決定は、 年齢による手術のリスクなどの理由がある場合にのみ免除するという基準でも、 他の性別の外観への近似という要件は認めているとよめる。基本的に性別適合手術を必 そのさいには、 法律学の見地というよりは、 本決定に沿ってい 性別適合手術を必 医学的見地から、 る。 要件と 性 か

変更の判断基準が緩やかになったとは評価できない。 別変更を必要とする性同一性障害と評価できるかについて、より責任の重い判断が必要となる。 むしろ、 法律は基準作りを放棄し、 医学に委ねたとも評価 その意味では、 性別

る。

由 としては十分となる。二○○九年ケルン上級州裁判所判決の事案のように、 るからである。二〇一一年決定により、 不能要件は対処できない。親子関係を定める基準を確かにして、子に父と母が存在するのであれば、 性別適合手術を要件としないとしても、 に性別変更した者に子が生まれることを完全に否定する必要は 生殖不能要件も、 それ自体を否定したのではなく、外科的手術によって生殖能力を失うことを強制できないとする。 ホルモン治療により一時的に生殖不能となっている場合でも、 生殖能力の喪失のために同様の手術が必要となるならば、 ないのであろう。 冷凍精子による人工生殖 一貫しない結果とな 性同一性障害を に対 性別変更の しては、 生殖

今後のドイツの対応は、 日本において特例法を再検討する際に参考になると考える。

註

- $\widehat{12}$ 条文訳は、 渡邉・前掲 同法をもとに一部修正した。
- 13 BT-Drucks. 7 / 4940 und 7 / 5274
- 14 石原明・大島俊之編『性同一性障害と法律 論説 ・資料・Q&A』晃洋書房(二〇〇一)二〇〇頁 (大島俊之執筆)。
- 15 BT-Drucks. 8 / 2947, S.
- $\widehat{16}$ あるかぎりで、 BT-Drucks. 8/2947, S. 12. 他の性別 への転換は排除されなければならないとする 他 に、 男性間 の 同 性愛を罰する刑法 一七五条 (現在は削除) の構成要件を充たす状況に MtFTS
- 17 BT-Drucks. 8 / 2947, S. 20
- 18 BT-Drucks. 8 / 2947, S. 23

- 19 BVerfGE 115, 1.
- $\widehat{20}$ 渡邉・前掲 同法 三四一頁以下。
- $\widehat{22}$ $\widehat{21}$ NJW 2011, 909 ff. = EuGRZ 2011, 74 ff.同性間でも婚姻できるというイメージを避けるということは、これまでの連邦憲法裁判所決定でも述べられており、それに

したがった主張と考えられる。

 $\widehat{23}$ 七号(二〇〇九)一一四七頁以下で紹介されている。 BVerfGE 116, 243. 本決定については、林貴美「国際私法的観点からみた性同一性障害者の性別の問題」

 $\widehat{24}$ BVerfGE 115, 1 < 15>.

25 シュアルについては、この性別を身分登録法上も承認することが導き出されるとする。 BVerfGE 116, 243 < 264>. 同決定では、すくなくとも、 確信する性別の外観へ近似するために手術を受けたトランスセク

26 連邦憲法裁判所二〇〇五年一二月六日決定 BVerfGE 115, 1.

NJW 2010, 1295 = FamRZ 2010, 741.

27

トランスセクシュアル法一一条

のではないが、養子については、この者が決定の確定前に縁組した限りとする。これらの子の卑属との関係においても、 申立人が他の性別に帰属するとみなす決定は、申立人及びその親の間並びに申立人及びその子の間の権利関係に触れるも 同様

BT-Drucks. 8 / 2947, S. 6.

BT-Drucks. 8 / 2947, S. 16.

30 29

31 BT-Drucks. 8 / 2947, S. 23

同志社法学六〇巻

月二七日通達を廃止した。そのため、

実務上の指針を失われる事態となった。

別 .務省による通達 適合手術 は ۲, イツ (Erlass) に先立って、 の効力と解釈をめぐる独特の議論がされてきた点に特徴がある。 オーストリアで要件ではなくなった。 ただし、 性別変更の要件をめぐっては、

1 通達

(Randvermark)

する形で行われる。

この点では、

日本で特例法施行前に模索されていた方法に近い。

なった場合の更正手続 ーストリ アでは、 性同一 (身分登録法一六条) 性障害を理由とする性別の変更のために特別法は制定していない。 で、 出生登録簿 の性別記 載 (同一九条三号) 認証が登録後 の 変更を欄 に 外 不実と

令(Rechtsverordnung) てその内容が変更された。 性別変更の具体的な要件は、一九八三年七月一八日連邦内務省通達で定められ、一九九六年一一月二七日 であるにもかかわらず、 婚姻している者の性別変更を認めた憲法裁判所二〇〇六年七月八日判決(3) 連邦官報に掲載されていなかったため違法であるとして一九九六年 は 実際 いには法に 通達によっ

手術による経過方法」(Erlass VA 1300 / 0013-III 2007) 連邦内務省は、 二○○七年一月一二日に性同一性障害の当事者の扱いについて新たな通達 を 出した。 な。 性別変更の申 立てにより実施される調査手続 性同 性障害-性 別 適合 お

された鑑定書などについて、 あるならば、 精神療法の鑑定と性別適合手術の鑑定書のような相応する鑑定と鑑定書を提出するよう申立人に求めてい 鑑定してもらうことを断念できる。 「提出された-放棄不可能なl かし、 このような証明手段が提出されていない、 証明手段が判断 の基礎に置くことができる程度に明 場合によっては実 提出

体的真実の究明のために特別の専門知識を必要とするならば、 申立人は鑑定人による相応する鑑定を提出する義務を負

う」とする さらに、二〇〇七年一月一二日通達の補充するために、 出生登録簿における性別登録の変更申立ての際の経過方法」(BMI-VA 1300 / 0063-III / 2 / 2009)を出した。 連邦内務省は、二〇〇九年二月六日に新たな通達 「身分登

介状(Arztbrief)、場合によっては継続している婚姻の婚姻証書、 性別変更の申立てに必要な資料として、 出生証書、 国籍証明書、 現在称している氏についての証明などを必要とする。 実施された手術措置を読み取りうる手術記録

性別適合手術について、次のように定めている。

通常は、 次の性別適合手術の実施が必要である。

MtFについては、 造膣と陰核形成をともなう陰茎切除と睾丸摘出による完全去勢である。 乳房形成は求められてい

ない。

合は、 れが過去においては手術報告書の寄せ集めとしてのみ作成されていたことから不要である。」 FtM については、 例えば、外国での実施によるなど不十分な鑑定書類の提出により性別適合手術の実施について疑いがあるとされる場 申立人は、 鑑定人(専門医)による相応する鑑定書・鑑定の提出について責任を負う。 子宮と卵巣の摘出、 場合によっては乳房切除である。 陰茎形成は求められていな 法医学鑑定の提出は、こ

の登録の変更を欄外付記して、新たな出生証書を発行する。(36) 分登録所と州政府官庁に文書で伝える。 連邦内務省は、 身分登録所から送付された添付資料を調査して、その決定 申立てを認める決定が到着した後に、身分登録所は、 (Stellungnahme) を、 出生登録簿における性別 申立てのあった身

(54)

2 行政最高裁判所二〇〇九年二月二七日判決

性別適合手術を受けていない当事者の性別変更が認められるかについて、 行政最高裁判所二〇〇九年二月二七日判

決37

(1)事実関係

で争われた。

もとにあり、二○○五年八月からはホルモン治療を受けている。二○○三年から二○○六年にかけてヒゲを完全に脱毛 信して生活してきた。二〇〇四年七月から精神療法の治療を受け始め、二〇〇五年一一月からは精神科の監督と治 よる社会での破綻が、 **う長期間の入院を理由に、** した。Xは、女性として生活しており、 当事者Xは、 一九五九年一月に男性として出生したが、 Xには過大なものであるため、 手術を受けていない。 国際コンツェルンでの管理職の地位を失うことが考えられた。職場を失うリスクと、 外観も女性に近づいている。しかし、性別適合手術を受ければ、それにともな 性同一 性障害であり、 長期間 にわたり自らの性別 が女性

三月にウィーン市身分登録所は申立てを却下した。それは、 女性に属するためには明らかに十分なものではないと、身分登録所が判断したからであった。 二○○六年一一月に出生登録簿における性別を男性から女性に変更するように登録の更正を申し立てた。二○○七年 一貫した治療により女性の外観に近づいているもの、Xが

(2) 原審

原審の行政裁 判 所は、 次のような理由 Iから、 Xのとった措置では他の性別への明確な近似を十分に証明していな

(a) ヒゲの脱毛

してXの控訴を棄却した。

X は ヒゲを脱毛したが、 それは、 他の性別の外観 への近似のための措置として、 第 義的な措置ではないとする。

脱

毛は、育毛や美容、 エステティックのように、 性別の変更を生じさせない措置であるとする。 また、 ヒゲ が生えな い ·男

性であっても、 その性別の帰属が問題となるのではないことを指摘する。

可逆的で再変更のない他の性別への帰属を十分に明白なものとするには、不十分であるとした. Xが実施したホル モン治療と脱毛という措置によって、 たしかに女性の外観へと近づいていくが、

(b) 性別の意義

原審は、 そして生殖器により 性別とは、 生物の原理的な二つの区別で、その遺伝的なもの (肉体的に) 備えられたものであると定義した。 (染色体) により、 生殖腺またはホル モンによ

また、 そのため、Xが主張する、 原審は、 セッ クスとジェンダーを分け、 服装による外観、 日常における社会的振る舞いは、 前者が性別を決めるものと考える。 第一義的ではないとする。 セ ックスは、 肉体的

れるものすべてとし、 ジェンダーは、社会的な性役割、 (Geschlechtmerkmal)、そこから生じる身体的機能、 身体的性徴を直接には示さないとする。 社会的な性徴すなわち服装や職業など文化において一定の性別について典型的と見ら セクシュアリティーの実際の営みを示すとする。 それに対して、

存在しており、 本件において、 Xはジェンダーの面でトランスジェンダーとして、 (第一次性徴) からは出生登録簿の更正は認められないとした。 女性について典型的に見られる社会的 性徴

(c)性別適合手術 Xの肉体的性徴

性同一性障害の当事者は望む性別を実際に維持するために生殖器の切除が必要なものと考えている、 そして、 という前提に立 能

する成年となってから長期間にわたり、 職業上の利益 は、 手術を行わない理由として決定的なものではない。 経済的成功に優先を与えてきた。経験上、 むしろ、Xは、 性同一性障害の当事者には、 完全な判断 力を有 できる

継続的、

かつ、

不

(56)

だけ急いで外観を内的感覚に合わせることが生きる望みや強い必要と見られる。 そのことから、 X は、 判例 の い ら他の

性別に帰属している確信がもはや変化しないことを高度の蓋然性をもって予測できないとした。

(3) 判決理由

本件での問題は、 行政最高裁判所一九九七年九月三〇日判決における次の基準の理解にある。

に属する者と見なければならない。」 もはや変化しないことが高い蓋然性を伴って予測させること、という事例において、 ていたこと、明らかに他の性別の外観へ適合させるという性別を修正する措置を行ったこと、 オーストリア身分登録法では、 少なくとも、 ある者が他の性別に属しているという抑圧的なイメージの下で生活し 当事者をその外観に相応する性 他の性別に属する確信

そして、 他の性別 への明らかな適合として、 第一 次性徴 (生殖器) の除去のような重大な外科的侵襲は、 必要な要件

ではない。

とって重要となる、 から不可逆的であり、 すでに一九九七年判決が他の性別に属する確信という心的な要素を指摘している。 性別を特徴付ける態度を身分登録法で考慮することは妨げられない。 他の性別の外観へ明らかに近似することで外部にも明確になれば、 そして、 般性 この確信がすべての予測 (Allgemeinheit)

3 憲法裁判所二〇〇九年一二月三日判決

5 定めている。 二〇〇七年通達の有効性について、 述の行政最高裁判所判決が性別適合手術を要件としないのに対して、 性別適合手術の扱いによっては、二〇〇七年一月一一日通達も廃止される可能性があった。 憲法裁判所二〇〇九年一二月三日判決で争われた。 通達は性別適合手術に関する鑑定書の提出を そのことか

1

いたが、 を男性から女性に更正する申立てを行った。そのうち精神診療鑑定書には、「他の性別に属する継続的な願望の存在が 上告人wは、MtFSであり、体毛の除去のためのレーザー脱毛と針脱毛を三年間にわたり行い、発声の治療を行って 性別適合手術は受けていない。 X は、 確認書や鑑定書を添えて、 リンツ市身分登録所に出生登録簿の性別記載

定着したと推定される」と記載されていた。 ンツ市長は、 性別適合手術が行われていないことなどを理由に申立てを却下した。

させる努力は認められるが、 ば、 なかった。また、その内容についても、将来予測、総合判断が記載されていないと述べた。その結果、 に提出した確認書や鑑定書は、 Xの抗告を、 性別変更を認めるかについて、身分登録所自体は判断できず、独立した鑑定意見に従うとする。 オーバ ーエストライヒ州首相の二〇〇八年一一月七日の決定通知は、 性別変更を認めるような、 国医療機関(Amtsarzt)またはウィーン大学裁判医学部局によって作成されたものでは 女性への明らかな近似を十分に証明するまでの情報が得られな 棄却した。 その決定通 本件でXが市当局 他の性別に近似 によれ

(2) 上告理由

いと判断した。

あることを理由

に、

憲法裁判所に上告した。

Xは、憲法上保障される権利を侵害されていること、二○○七年「性同一性障害」 通達が法律違反または憲法違反で

布しなければならないが、それが行われていないことから、違法と考えられるとする。 法律違反(憲法違反)として、この通達が官庁の行為をとおして私人に対しても法律効果を生じるから法令として公

さらに、二○○七年「性同一性障害」通達がMtFS に生殖器の切除と造膣という性別適合手術の鑑定書を要求するが、

の侵害を、

決定通

一知のさいに官庁が恣意的であったことにみる。

そもそも、

官庁の恣意的な態度は、

法状況を

なる。

明白であるにもかかわらず、将来予測を欠くことを理由に上告人Xの性別変更申立てを拒否したのは、 法律と判例 性障害の当事者に強制することを国家が許している点で同二条の生活への権利を侵害されることなどを主張 ほ かに、 女性 は性別適合手術を求めていないとする。 の性別を否定されることなどにより欧州人権規約八条の私的生活尊重の権利を、 そして、精神診療鑑定から他の性別に属する継続的な確 性別適合手術を性同 差別であるとした。 0) 存

3 判決理

別適合手術が行われた場合にの 二〇〇七年通達の内容について、 み、 鑑定書が放棄不可能な証拠手段であるということ以上は述べていない」。 出生登録簿における性別変更に性別適合手術を要件とするのではなく、 「実際 に性

特別な鑑定の入手を断念できることのみを述べている。また、手続きの状況から鑑定の入手が必要となる場合に て、官庁の鑑定を利用できないときは、 そして、通達は、 重大な医的侵襲が行われねばならないことではなく、提出された証拠に基づいて判断できる場合に 官庁以外の鑑定人による鑑定書を入手することを通達は述べる。 ぉ

法でよく、有効である。 そして、二〇〇七年通達は、 法規命令(Rechtsverordnung)ではないため、公布ではなく、 布告 (deklarativer)

い . る。 このように通達の内容を理解したうえで、 本件上告人Xは、 法の下でのすべての国民の平等という権利を侵害され

頻繁に誤認している場合にみられる。 そのほかに、 決定的な点について確認活動の不作為がある場合、 とりわけ当事者

による提出を無視した場合、文書内容から軽率に逸脱した場合、 具体的な事実関係を顧慮しない場合に恣意的な態度と

務を誤解することで、 とに問題がある。 に明らかに近似しているか、 本件では、 官庁が通達内容を誤認して、 官庁は実体的真実の探求を職権によって行うことを考慮していなかった。官庁が通達における調査義 形式的証明責任を逆に上告人Xに負わせたことは許されない。そして、本件では、 他の性別に帰属する確信が変化しないことを高度の蓋然性をもって考慮できるかとい 独立した鑑定人による鑑定書の提出を証明手段として上告人Xに強制したこ 他 の性 別 の外

5 小垣

5

性別変更の判断で重要な問題について官庁が調査

(Erhebung) を行っていなかった。

それゆえ、

上告人Xの平等

が害されており、

IJ

ンツ市の決定通知は廃止される。

邦内務省二〇〇九年通達では「通常は」性別適合手術の実施が必要として、例外を認める余地がある。 扱ったことに特徴がある。 登録実務において、 矛盾しない。このようなバランスの上で、憲法裁判所二〇〇九年判決は、 オーストリアでは、 新しい通達に従った処理を行うことを示した。 性別適合手術の要否を正面 性別適合手術について、 から判断せずに、 行政最高裁判所二〇〇九年判決は性別変更の要件としていない。 通達の効力や解釈 憲法裁判所二〇〇六年判決から揺れ動く身分 の問題、 添付書類 両者は必ずしも の問 .題として

変更を必要とする性同一性障害であるかを医学的見地から客観的に判断することになった。 全く異なる制度から出発しているにも関わらず、 ドイツとオーストリアは、 性別変更の要件を同じように考え、

性別

註

32 渡邉泰彦 「同性カップルをめぐるベルギーとオーストリアの判決の紹介」 東北学院法学六五号(二〇〇六) 一頁

(60)

四

33 下に翻訳を掲載している。 渡邉・前掲 東北学院法学一一頁以下で紹介している。

- 34 のための資料が連邦内務省の部局に送付されることなどを定めている。 について作成された提言について知らせなければならないこと、官庁以外での鑑定の費用は申立人が負担すること、 本文に紹介する内容のほかに、性同一性障害を理由に性別に中立な名への変更の申立てをする場合に性同一性障害治療手続
- 35 本文に紹介する内容のほかに、申立ての管轄、申立ての方法、性別特有の名への変更を扱っている。
- 36 変更手続きにより変更した名を含む新たな婚姻証書は、 発行は、性別特有の名への変更の後が望ましいとしている。性別または名の変更については、関係官庁に連絡される。 「女性」は、変更することができないとされる。 申立てにより発行する。婚姻証書に記載された性別記載 名の また

37 VwGH 27. 02. 2009. (2008/17/0054)

きる。判決文は、[online] TranX, [retrieved on 2011-04-24]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.transx.at/Dokumente <URL: http://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/Vwgh/JWR_2008170054_20090227X01/JWR_2008170054_20090227X01.html> で参照で 判決要旨については、[online] Bundeskanzleramt Rechtsinformationsystem, [retrieved on 2011-04-24]. Retrieved from the Internet:

vfgh.gv.at/cms/vfgh-site/attachments/1/8/9/CH0006/CMS1264065648435/geschlechtsbezeichnung_geburtenbuch_b1973-08.pdf> VwGH_Feb09_Zi_2008_17_0054.pdf> [online] Der Ostreichische Verfassungsgerichtshof [retrieved on 2011-04-24]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www

 $\widehat{38}$

まとめ

特例法三条一項の要件は必要か

۴ イツとオーストリアでは、 理由付けは異なるが、 性同 性障害の治療で性別適合手術は必ずしも求められないとい

う医学的見解を出発点とし、 性別適合手術を必須の要件としない結論では共通している。

この共通する出発点を、日本の特例法の旧附則二条にある「性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化」、

根本的に変化したと評価できる

三条の

「性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情」と評価すれば、

日本でも、

法律の基礎としていた状況が

者は性別適合手術を求めるという旧来の医学的見解に基づく最後期の立法と位置づけることができる。 セクシュアル法が適用されていた。また、同法に対する批判も表面化していなかった。 二〇〇三年に特例法の立法のためにドイツの調査をしていた段階では、(③) 従来の性同一 性障害の理解に基づくトランス 日本の特例法は 性同

期間を費やしており、 さらに、日本では、 時代の流れに追いつく機会を失った。 他国に例がないとされる「現に子がいないこと」要件の可否をめぐる議論に旧附則二条の三年の 例えば、 ドイツ連邦憲法裁判所二〇〇五年一二月六日決定

の意義を正当に評価していたのかという反省もある。 それでは、これからの特例法をどのように考えていくべきであろうか。(4)

結論を述べると、特例法三条一項を削除するか、免除を認めて絶対的な要件としないべきである。

「二○歳以上であること」(同項一号)については、(特例法三条一項二号から五号までを満たす場合に)

○歳以上であることを求めており、 いえる。もっとも、 の要件を満たす未成年者に性別の取扱いの変更を認めないことは、成年の当事者との間で、合理的な理由のない差別と 性同一 性障碍に関する診断と治療のガイドライン 実質的に一号は五号の要件と連動している。 (第三版)」では、 性別適合手術の要件として二

6 成人年齢とする合理性がないとして棚村政行は、 五~一六歳になれば可能としてもよい」と提案する。(※) 「医療同意年齢とも関連するため、本人の自己決定の尊重の観点か

(62)

附則

で

あれば婚姻していることが社会的身分となる。

者は、そもそも他の性別であると確信しており、 のではなく、 そもそも、 性 性同一性障害だからであり、 同 性障害の当事者が自己の判断で性別を変更するとして、その判断能力を求める意義は乏し 年齢 (判断能力) 性別を選択するのではない。 は関係がない。(4) 十分な判断能力があるから確信している 当事

ついては、 現に婚姻していないこと」(二号)は、 別稿で述べた。 いくつかの理由から正当とはいえない。 当事者の婚姻の自由を侵害する点に

松井茂記は、 戸籍上の性別の変更を求める幸福追求権(憲法一三条) の侵害、 平等権の侵害として構成する。(46)

出生時に外見上の特徴によって判別された性別が戸籍に記載され、

その戸籍に記載された性別が、

その後そ

の

人

否する十分な理由はない」といえることになる。⁽⁴⁸⁾ 婚 由 限 社会的性別を決定するために政府によって用いられること」を問題とし、「性同一性障害で性別適合手術を受けた人に って戸籍上の性別の変更を求めることを幸福追求権と主張した方が説得的であろう」と述べる。「この権利ないし の が人格的生存に不可欠だと考えた場合」、公共の福祉のための制約には「厳格な基準」を満たすかが検討され、 拒否の違憲性を主張すると同時に、 たとえ同性婚は認められなくても、 既に婚姻している場合には性別の変更を 同 自

性障害者に限られている点を」平等権の侵害と捉えることもできるとする。 (9) 目的と手段の適合性によって判断され、 厳格な基準または中間的基準を満たさない限り正当化され 異なった取扱いが合理的かどうか 間

特例法のもとで「性別変更が認められるのは、

性同一

性障害の患者に限られ、

しかも一定の

要件を満

たす性

る。 差別と見るかによって、 社会的身分による差別であるとしても、 何による差別が異なってこよう」と述べる。 「性同一性障害者に対する差別とみるか、 前者であれば性同一性障害であることが、 性同一 性障害者

ば 婚姻している者の性別取扱の変更を認めるとなれば、 同性となっていることが明らかになる。 戸籍の記載により、 戸籍謄本、 夫婦の一方の性同一性障害を強制的にカミングアウト 戸籍全部事項証明書で夫婦のそれぞれの続柄 シをみれ

させるという問題は残る。 三号の 「現に未成年の子がないこと」は、 四条二項により、 親の生別が変化してもその子との関係に影響を及ぼさな

い から、 親の)性別を変更しないことで未成年を保護する意義は明らかではない。

家庭裁判所が性別変更の審判をする際に、子の意見を聴取したうえで総合的に判断すればよい」と提案する。子の存在 持できない理由 松井茂記は、 を的確に指摘したうえで、「性別変更により関係者の利益が害されないことという消極的要件を課して、 二号と同様に幸福追求権と平等権の侵害となることを指摘する。棚村政行は、 子無し要件を維

を考慮するのであれば、

この見解によるのが妥当と考える。

に記載され 未成年の子は、 仮定に仮定を重ね、 性同一 性同一 性障害を理由とする名の変更でも、 親権者の戸籍に記載されることから、戸籍の記載が問題として残る。 性障害特有の 同性登録パートナーシップとその当事者を養親とする縁組を認めるならば、 問題とはならない。 子の父母の欄に女性名の父、 または男性名の母が ただ、 性別 記載され の取扱い 同性 る可 の親が戸 の 変更に限

た。 ては、 0 四号の生殖能力喪失要件の扱いは、 欧米諸 ン 上 本でも 同 州裁判所判決が、 国と異なり、じつは細 様 の 主張が可能 かは不明である。 血縁関係のある者が父であるという原則に従い、 か い 実は一番の問題である。「婚姻・養子縁組・相続などの民法上 議論の蓄積がない」という棚村政行の指摘が的を射ている。 特例法四 条二項は、 性別取扱の変更 性別変更後の MtFTS が父となるとし 「前」に生じた身分関係に、 ۲, の根本問 イ -ツでは、

0

取

一扱いの変更の審判が影響を及ぼさないと定めている。

これに対してドイツのト

・ラン

スセ

ク

シュ

アル法一一条は、

養

っとも、

[号を削

除

Ļ

子について同様 の制限をしているが、 実子について、 性別変更後に生まれた場合も視野に入れている。

ある。 は女性の二人の親が存在することがあり、その状況に対して特例法四条二項が戸籍上は父と母であるという原則 四号を「『現に子がいない』という要件を外した場合にも残すのかは微妙な問題と言える」という棚村政四号を「『現に子がいない』という要件を外した場合にも残すのかは微妙な問題と言える」という棚村政 すでに、 三号で一律に子がいないことを求めずに、 未成年の子と限定していることから、 男性の二人の 行の指摘も

また

L

ている。

家族秩序は維持できる。 れることか ホ 信 性同 ルモン治療により、MtFTSには「不可逆的な精巣の萎縮と造精機能喪失」、FtMTSには する性別からみて異性となる者との関係では、 一性障害の当事者が、 5 5 子が生まれるのはごく少数の事例に限られる。 四号の削除は、 確信する性別から見て同性となる者と性交渉をもち、 性別変更前に生じた身分関係に限らないという特例法四 性同 一性障害の当事者と血縁関係を有する子は生まれない)。 特例法四条二項を適用すれば、 子をもうけるという例は 「月経の停止」 子に父と母が 条二項の改正にも導く が生じるとさ あるという 少ない

のだろうか。 そのうえに、 独 行の存 外科: 在 生殖腺がないこと、 理 由 的 [は明確ではない。 に生殖腺を除去することを求めるのであれば、 またはその機能を永続的に失っていることを、 五号の性別適合手術を求めることと同義となり、 すべての当事者 に求める必要があ 四

は 性同一

性障害の当事者が変更後に子をもうけた場合にも、

三号と同じく戸籍

の記

載

の

間

題

ても 五号の、 性別適合手術が行われなくなるのではない。 その身体につい て他 の 性別 に係る身体 ゥ 性器 多くの場合において、 に係る部分に近似する外観を備えているこという要件を 性同一 性障害の判断と治療に際して、 性別適

> (65) 65

合手術が 行われる。

ていた。さらに、性は、年齢を考慮し、 では、 別適合手術のいずれの治療法をどのような順序でも選択できるようにすべきである」と述べる。(※) 択すべきである。 立たなくなっている。 (57) 適合手術) 法などについて十分に説明を行い、 沿った多様な治療法の選択が要請されることを意味している。当事者にとって最適な治療を構築するためには、 けるかを自己決定することができる。 の第二版で性同 すべきだろうか。 イツやオー の要件について、 一治療は、 戸籍の性別取扱いの変更については、 で構成される。 治療に関する十分な理解を前提としたうえで、自己の責任において、どのような治療をどのような順番で受 ストリアの判例が基礎におくように、 精神科領域の治療 およそ公共の福祉に反しない限り、身体的治療として、ホルモン療法、乳房切除術 自己の性的アイデンティティーにかなった形で、 性障害の臨床像に多様性が認められることを指摘し、二○○六年の第三版では「治療的に 性別適合手術を二○歳以上とするとしても、 無理な手術をしなくても、 二宮周平は、 日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」では、 治療は画一的にこの治療の全てを受けなければならないというものではない。 理解を得たうえで、自己責任のもとに自己決定によって自らに最も適した治療を選 特例法の施行時点で、「高齢になり、 (精神的サポート)と身体的治療(ホルモン療法と FtM における乳房切除術 ただし、 親権者などの同意を要件に年齢を下げることも考えられる」とも述べた。(56) 診断の手続きと精神科領域の治療を省略することはできない」としてい 戸籍の性別の取扱いの変更が認められるべきではないだろうか」と述べ 現在では性同一性障害=性別適合手術を希望、 「手術については、もう少し年齢的な成熟が必要だとし 心置きなく残りの人生を過ごすことを可能にするに 生殖能力がない人についても、 さらに、ガ という図式が成り (FtM) 身体的 手術を要件と 二〇〇二年 イド にも個 および性 ・ライ 性別

この趣旨をどのように理解すべきかという問題はあるが、

性別適合手術を治療として画一的に受けるとはしていな

1

L か Ų 特例法三条一項五号によれば、 治療では必要とされない場合、 ある い は治療効果よりも健康 上 の IJ ス ク の

外観とは、 手術を必須の要件とする必要性は正当化されない。 性 高 別 0 い場合でも、 取 扱い 服装・態度など日常生活テストで達成されている。 の変更の要件として、 戸籍での性別の取扱いの変更のために、 近似した外観を性器に係る部分に限定する必要はない。 性別適合手術 画 それを超えて、 の要否は、 的に性別適合手術を受けなければならな 戸籍 健康上の高 での性別の いリスクをともなう性別適合 取 扱 社会的にみて、 い の変更の要件では 近 似

した

性同一 性障害の治療の観点から判断されることとなり、それで十分である。 があ

ない。しかし、公衆俗昜のス(⁽⁶⁾ 性器が近似していないと、 公衆浴場の入場の問題は、 公衆浴場で男湯と女湯のどちらに入るのかという問題が生じるという反論 戸籍上の性別ではなく、 性別適合手術前 (プレ • オペラティブ)

2 今後 の問題

以上のように検討していくならば、

特例法三条一項一号から五号までの要件すべてに再検討が必要である。

(ポ

・スト

オペラティブ)

かという、

現在でも生じる問題である。

か る

手 \$

体制作 例法二条による性同 性別の変更を必要とする性 りが 必要である。 性障害の判断、 同一 性障害の存在により、 三条二項の医師 の診断書の 性 別 0) 取 扱 内容にか Ü の変更を行うべきと考える。 かってくるため、 それに相応した専門 性 別変更の要件 医 側

が明ら ツ , න か 判 例で検討された、 になるとい う問 題 は、 夫婦であるが、 日本でも生じうる。 当事者の外観が 同性である場合には、 夫婦 の 一 方が性同 性障害である

ことが ほ か にも、 本 ・稿で扱わなかっ たが、 性同 性障害の当事者を夫とする夫婦で妻が人工生殖により子をもうけた場合の

(67)

に表すと評価されれば、 常に親子関係不存在確認の危険にさらされる。これは、 子の福祉にとって、よいことではな

断できる。これについては、 て性別を変更していれば、 外観説によって一般に生殖不能を父子関係がないと事情とは評価できない。 生殖不能が外部的に客観的に表わされ、 婚姻による父子関係の推定の強さ、 血縁が父子関係を定めるのかという原則問題をきちん 血縁上の父子関係の不存在を戸籍の記載のみから判 しかし、現行法で生殖不能を要件とし

註

と解決しなければならない。

- (39) 渡邉泰彦「ドイツ性転換法について」戸籍七五一号(二〇〇三)一頁。
- (40) 渡邉・前掲 同法 三四○頁以下。
- $\widehat{41}$ 六四号(二〇〇八)二頁、六頁以下がある。 特例法三条の要件の全体的な見直しについては、すでに棚村政行「性同一性障害をめぐる法的状況と課題」 本稿は、 棚村論文に追随しているにすぎない。 ジュリスト
- $\widehat{42}$ たは監護者の同意を得ていれば、 二宮周平「戸籍の性別記載の訂正は可能か(二)―― 性別適合手術を不要として、未成年者の性別取扱いの変更の検討も可能であるとする。 |特例法を読む――|| 戸籍時報五五九号(二〇〇三) 七頁は、 親権者
- (43) 棚村・前掲 六頁、七頁。
- $\widehat{44}$ 大学マス・コミュニケーション研究所年報 この点について早くから指摘していたものとして、松村比奈子「戸籍の性別変更と人権 第一九号 (二〇〇一) 五五頁以下、 八四頁。 自己決定権の法理の展開 駒澤
- $\widehat{45}$ られれば、非婚要件は外されることとなる」と述べる(前掲 七頁)。 渡邉・前掲 同法 三五七頁以下、松井·前掲 二六二頁。 棚村は「将来的には、 同性婚や同性パート ナー の登録制度が認め
- (46) 松井・前掲 二五九頁。
- $\widehat{47}$ 松井·前掲 二六〇頁。 性別適合手術の要否は、 ここでの主張に重要ではない。

(68)

61

- $\widehat{48}$ 松井・前掲 二六一頁
- 50 49 松井·前掲 松井·前掲 二六三頁 二六二頁

51

棚村・前掲

七頁。

- $\widehat{52}$ へのこだわりや戸籍意識がなくなれば、子の要件は不要であり、家族秩序を実質的に損なったり影響を与えることにもならな 位から個人単位への戸籍編成の原理を変えることの検討も述べる。 いとする。 二宮・前掲 一五頁は、 性別の取扱いの変更があった者について新戸籍を編成するという解決策を提案する。 棚村・前掲七頁は、 個人単位の身分登録制度になり、戸籍 また、
- 54 guideline-no3_2006_11_18.pdf> 一六頁。 二〇〇六年一一月八日、社団法人 日本精神神経学会 [二〇一一年四月二四日検索] <URL: www.jspn.or.jp/ktj/ktj_k/pdf../ 日本精神神経学会 性同一性障害に関する委員会 「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン (第三版)」、[online]
- 55 二宮・前掲 八頁。

53

棚村・前掲

- 57 56 この点をすでに指摘していたものとして、 二宮・前掲 八頁。

棚村・

- 58 日本精神神経学会・前掲 九頁
- 60 59 南野智惠子監修『【解説】性同一性障害者性別取扱特例法』日本加除出版(二○○四)九三頁。 日本精神神経学会・前掲 一二頁。
- ただし、外観説から、性交不能も父子関係の不存在を表すとするものとして、佐藤義彦ほか『民法V 性同一性障害を理由に名の変更を認めたものとして、大阪高決「平成二一・一一・一〇」家月六二・八・七五がある。
- 有斐閣 (二〇〇五) 五八頁 (佐藤執筆)。 親族·相続 (第三版)』

(本研究は、

科研費基盤研究 (C) 22530093 によるものです。)